



# 鳥取県公報

平成 24 年 8 月 31 日 (金)  
第 8 4 2 6 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	特定計量器の定期検査の実施 (602) (くらしの安心推進課) . . . . . 2
	建築基準法による指定構造計算適合性判定機関の変更の届出 (603) (住宅政策課) . . . . . 2
	急傾斜地崩壊危険区域の指定 (604) (治山砂防課) . . . . . 3
	土地改良法による換地処分 (605) (東部総合事務所農林局) . . . . . 3
	物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等 (606) (集中業務課) . . . . . 3
◇ 教委告示	定例教育委員会の招集 (16) (教育総務課) . . . . . 6
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (病院局総務課) . . . . . 6
	一般競争入札の実施 (教育委員会教育環境課) . . . . . 9
	一般競争入札の実施 (警察本部会計課) . . . . . 13

# 告 示

## 鳥取県告示第602号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成24年8月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

実施区域	実施期日	実施時間	実施場所
米子市	平成24年10月1日（月）	午前10時から 正午まで	米子市旗ヶ崎七丁目17-30 米子市住吉公民館
〃	〃	午後1時から 午後3時まで	〃
〃	平成24年10月3日（水）	午前10時から 正午まで	米子市博労町四丁目364 米子市啓成公民館
〃	〃	午後1時から 午後3時まで	〃
〃	平成24年10月5日（金）	午後1時から 午後3時まで	米子市立町四丁目105-23 米子市義方公民館
〃	平成24年10月10日（水）	午前10時から 正午まで	米子市東福原八丁目24-31 米子市勤労青少年ホーム
〃	〃	午後1時から 午後3時まで	〃
〃	平成24年10月12日（金）	午前10時から 正午まで	米子市大谷町1-1 米子就将公民館
〃	〃	午後1時から 午後3時まで	〃

## 鳥取県告示第603号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の5第2項の規定に基づき、指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成24年8月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定構造計算適合性判定機関の名称  
日本E R I 株式会社
- 2 変更する事項  
指定構造計算適合性判定の業務を行う事務所の追加及び廃止  
追加する事務所

名 称 仙台支店判定部  
所在地 宮城県仙台市青葉区本町二丁目 1 - 29  
廃止する事務所  
名 称 広島支店判定部  
所在地 広島県広島市中区八丁堀14 - 4

- 3 変更年月日  
平成24年 8 月31日

#### 鳥取県告示第604号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び東部総合事務所県土整備局において一般の縦覧に供する。

平成24年 8 月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 名称  
田尻地区急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域  
次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱10号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱10号を結んだ直線に囲まれた区域

土 地	標 柱
鳥取市用瀬町江波字宮ノ腰1188	1号
鳥取市用瀬町江波字家ノ背戸1025	2号
鳥取市用瀬町江波字家ノ背戸1020-1	3号
鳥取市用瀬町江波字水尾ヶ谷1011-1	4号
鳥取市用瀬町江波字田尻リ726-1	5号
鳥取市用瀬町江波字田尻リ719	6号
鳥取市用瀬町江波字田尻リ653-1	7号
鳥取市用瀬町江波字田尻リ660-1	8号
鳥取市用瀬町江波字田尻リ658	9号
鳥取市用瀬町江波字田尻リ667	10号

#### 鳥取県告示第605号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第54条第3項の規定に基づき、鳥取市福部町高江131安田豊実ほか21人が共同して行う土地改良事業に係る高江地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第96条において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成24年 8 月31日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

#### 鳥取県告示第606号

平成25年度から平成27年度までにおいて県が発注する物品等の売買、修理等及び役務の提供（測量、建設コンサルタント、地質調査、補償関係コンサルタント及び除雪業務に係るものを除く。）に係る調達契約の競争入札参加資格を得ようとする者の資格審査の申請手続等について次のとおり定めたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項（同令第167条の11第3項において準用する場合を含む。）及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定により告示する。

平成24年8月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 業種区分

競争入札参加資格（以下「資格」という。）の業種区分は、調達する物品等又は役務の種類に応じ、次のとおりとする。

### (1) 物品等

文具・事務用機器類、図書・教材類、薬品類、油脂・燃料類、家具・調度品類、繊維・皮革・ゴム類、印刷類、車両・船舶及び航空機類、電気通信機器類、医療・理化学機器類、機械器具類、工用材料類、看板・塗料類、食品類、その他の物品等並びに払下品類

### (2) 役務

#### ア 委託

建物等の保守管理、廃棄物処理、警備、各種調査委託、イベント・広告・企画、運送・旅客業、機械等（建物等以外）保守点検、情報処理サービス、人材派遣及びその他の委託

#### イ 賃借

事務用機器賃借及びその他の賃借

## 2 申請の受付期間

平成24年9月1日から同年11月30日までとする。ただし、当該期間を経過した後においても、随時受け付けることとする。なお、この場合においては、7の資格の有効期間の始期が平成25年4月1日とならないことがあるので注意すること。

## 3 申請の方法

### (1) 書面による申請

#### ア 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）は、インターネットの鳥取県ホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/suitou>）から入手すること。

#### イ 申請書の提出方法

申請書に(3)の添付書類を添え、鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室（〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 電話0857-26-7431、7432、7433）へ持参し、又は送付すること。（ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は受け付けない。）

### (2) 電子的記録による申請

インターネットの鳥取県ホームページの電子申請システム（<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=1327>）により、(3)の添付書類を入力して申請すること。なお、当該入力に係る事項の確認のため、(3)の添付書類の全部又は一部を書面により提出をさせることがあるので注意すること。

### (3) 添付書類

ア 納税証明書（資格申請時前3月以内に発行されたものであり、かつ、資格申請時前1年以内において納税義務が発生したものに限る。）

#### (ア) 申請者が法人である場合

法人税、消費税及び地方消費税（延滞税及び加算税を含む。）に未納がないことを証する納税証明書（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号書式（以下「第9号書式」という。）そ

の 3 の 3) 並びに鳥取県の県税(延滞金及び加算金を含み、地方消費税を除く。)に未納がないことを証する納税証明書。ただし、法人のうち鳥取県内に事業所を有さない者にあつては、県税に未納がないことを証する納税証明書の提出は不要とする。

(イ) 申請者が個人である場合

所得税、消費税及び地方消費税(延滞税及び加算税を含む。)に未納がないことを証する納税証明書(第 9 号書式その 3 の 2)並びに鳥取県の県税(延滞金及び加算金を含み、個人県民税及び地方消費税を除く。)に未納がないことを証する納税証明書。ただし、個人のうち鳥取県内に事業所を有さない者にあつては、県税に未納がないことを証する納税証明書の提出は不要とする。

イ 申請者が法人である場合にあつては、商業登記簿謄本の写し(資格審査申請時前 3 月以内に発行されたものに限る。)

ウ 営業に必要な許可、認可、届出、登録等の証明書の写し及び許認可等一覧表(該当する業種区分に係るものに限る。)

エ 国際標準化機構が定めた規格 ISO14001 に適合する旨の認証を取得している者又は鳥取県版環境管理システム認定制度 I 種又は II 種規格に適合する旨の認証を取得している者にあつては、当該認証登録証の写し

オ 鳥取県内及び鳥取県外のいずれにも事業所を有する者にあつては、法人県民税及び法人事業税に係る課税標準の分割に関する明細書(その 1)(地方税法施行規則(昭和 29 年総理府令第 28 号)第 10 号様式)その他の鳥取県内の事業所の従業員数を確認できる書類

カ 申請者が個人である場合にあつては、成年被後見人、被保佐人又は破産者でないことを証する書類

キ 印鑑証明書又は印鑑登録証明書(資格審査申請時前 3 月以内に発行されたものに限る。)

ク 委任状(見積り、入札、契約の締結、代金の請求及び受領等の事務(以下「契約事務」という。)を委任する場合に限る。)

ケ 使用印鑑届(契約事務において、印鑑証明のない印鑑を使用する場合に限る。)

コ 参加を希望する業種区分が印刷類である場合にあつては、県内印刷設備調査表

サ 役員等名簿

(4) 申請書及び添付書類の作成に用いる言語等

ア 申請書は、日本語で作成すること。

イ 添付書類を外国語で作成したときは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

ウ 添付書類の金額欄については、出納官吏事務規程(昭和 22 年大蔵省令第 95 号)第 16 条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

4 資格の決定

資格は、次に掲げる事項を総合的に勘案して行う審査の結果に基づき決定する。

(1) 資格審査申請時までの営業年数

(2) 直前決算における資本金

(3) 資格審査申請時における従業員の数

(4) 資格審査申請時の直前の 1 営業年度における製造高、販売高又は収入高

(5) 契約実績その他の経営及び信用の状態

5 競争入札に参加することができない者

(1) 次に掲げる者には、資格を付与しない。

ア 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者

イ 次の各項目のいずれかに該当すると認められる者(その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。)で、その事実があった後 3 年を経過していないもの。

(ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は品質若しくは数量に関して不正な行為をした者

(イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために談合した者

(ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

- (エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者  
(オ) 正当な理由なくして契約を履行しなかった者  
ウ 申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者  
エ 手形の不渡り処分を受けた者及び決算の内容により経営状態が不健全であると認められる者  
オ 鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けている者  
カ 資格審査申請時において、県税、法人税、消費税又は地方消費税を滞納している者  
キ 鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）又は暴力団員等を役員、代理人、支配人その他の使用人としている法人又は個人  
(2) 資格審査申請時前2年以内に、参加を希望する業種区分における契約（県以外の者と締結したものを含む。）の実績がない者については、当該業種区分の資格を付与しない。  
(3) 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者については、当該営業に係る業種区分の資格を付与しない。
- 6 資格審査の結果の通知  
資格審査の結果については、資格決定通知書により通知する。
- 7 資格の有効期間  
資格の有効期間は、平成25年4月1日から平成28年3月31日までとする。ただし、2のただし書により申請を受け付けた者（以下「随時申請者」という。）にあつては、資格の決定を行った日から平成28年3月31日までとする。この場合において、随時申請者に係る資格決定の手続は、原則として、平成25年3月31日以前に申請書を受け付けたものにあつては平成25年4月に、平成25年4月1日以降に申請書を受け付けたものにあつては、申請書を受け付けた日の属する月の翌月に、それぞれ行うものとする。

## 教 育 委 員 会 告 示

### 鳥取県教育委員会告示第16号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成24年8月31日

鳥取県教育委員会委員長 笠 見 幸 子

- 1 日時 平成24年9月3日（月）午前10時～
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
  - (1) 鳥取県教育委員会事務局等組織規則の一部改正について
  - (2) その他

## 調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年8月31日

鳥取県営病院事業管理者 柴 田 正 顕

## 1 調達内容

### (1) 調達物品の名称及び数量

デジタル式乳房X線撮影装置 一式

### (2) 調達物品の仕様等及び保守の範囲

入札説明書による。

### (3) 納入期限

平成24年10月26日（金）正午

### (4) 納入場所

鳥取市江津730 鳥取県立中央病院

### (5) 入札書の記載方法等

入札金額は、(1)に掲げる物品に係る金額を記載すること。

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

### (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

### (2) 平成21年鳥取県告示第717号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が医療・理化学機器類の医療機器に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成24年9月13日（木）午後4時までに4の(2)の場所に提出すること。

### (3) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

### (4) 薬事法（昭和35年法律第145号）第40条の2第1項の規定により医療機器の修理業の許可を受けている者であること。

### (5) 平成24年8月31日（金）から同年10月10日（水）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

### (6) 平成24年8月31日（金）から同年10月10日（水）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（競争入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

## 3 契約担当部局

鳥取県立中央病院事務局経営課

## 4 入札手続等

### (1) 入札に関する問合せ先

〒680-0901 鳥取市江津730

鳥取県立中央病院事務局経営課

電話 0857-26-2271（内線2212）

### (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当

電話 0857-26-7433

### (3) 入札説明書等の交付方法

入札説明書その他の資料は、平成24年8月31日（金）から同年9月14日（金）までの間にインターネットのホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/chuoubyouin/>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付するものとする。

なお、郵送による交付を希望する者は、240円分の切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒を同封し、交付期間中に(1)の場所へ請求すること。

#### ア 交付期間及び時間

平成24年8月31日（金）から同年9月14日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

#### イ 交付場所

(1)に同じ。

### (4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に送付すること。

### (5) 入札及び開札の日時及び場所

#### ア 日時

平成24年10月10日（水）午前11時（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日午前10時とする。）

#### イ 場所

鳥取県立中央病院大会議室（本館1階）

## 5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合すること及び1の(1)に係る納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成24年9月25日（火）午後5時までに提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 6 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「財務規程」という。）第69条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第13条の規程の例により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

### (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定の例により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 その他

### (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

### (2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び財務規程、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

### (3) 契約書作成の要否

要

### (4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると鳥取県立中央病院長が判断した入札者であって、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第127条の規定の例により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

### (5) 手続における交渉の有無

無

### (6) その他

詳細は、入札説明書による。

## 8 Summary

### (1) Digital Mammography System, 1 Set

### (2) Deadline for the submission of documents for qualification confirmation : 5:00 PM 25 September, 2012

### (3) Date and Time for the submission of tenders : 11:00 AM 10 October, 2012

Deadline for the submission of tenders by registered mail : 10:00 AM 10 October, 2012

### (4) Please contact for notice : Property Management Division, Administration Department, Tottori Prefectural Chuou Hospital 730 Edu, Tottori-shi, Tottori 680-0901 Japan

TEL 0857-26-2271 ex. 2212

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年8月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 調達内容

### (1) 借入物品の名称及び数量

県立学校サーバネットワーク機器賃貸借及び保守業務 一式

### (2) 借入物品の仕様

入札説明書による。

### (3) 借入期間

平成25年4月1日から平成31年3月31日まで

### (4) 納入期限

平成25年3月15日（金）

納入期限までに、システム構築及び移行作業、設置作業、初期設定等を完了し、使用可能な状態とすること。

## (5) 納入場所

入札説明書による。

## (6) 入札書の記載方法等

本件入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札により行うので、入札説明書に示す方法に従って計算した本件入札に係る借入物品の賃借料（保守料等を含む。）の総額を電子入札書に入力し、又は入札書に記載すること。

なお、契約に当たっては、電子調達システムの電子入札書に入力された金額（紙入札にあつては、入札書に記載された金額）に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の 105 分の 100 に相当する額を入力し、又は記載すること。

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業又は共同企業体とし、単独企業体にあつては(1)、共同企業体にあつては(2)に掲げる要件を全て満たす者とする。

## (1) 単独企業に関する資格及び条件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成24年8月31日（金）から同年10月17日（水）（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

ウ 平成21年鳥取県告示第717号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が事務用機器のパソコン類並びに情報処理サービスのシステム等開発・改良及びシステム等管理運営の全てに登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成24年9月10日（月）正午までに4の(3)の場所に提出すること。

エ 平成24年8月31日（金）から同年10月17日（水）（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

オ この公告に示した物品（平成24年8月31日以降に取得するものを含む。）を所有し、納入期限までに納入場所に納入することができる者であつて、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを県の求めに応じて速やかに提供できるものであり、かつ、当該物品が故障した場合には県の求めがあつてから2時間以内に当該物品を確認するなどの対応が可能な体制がとれるものであること。

カ この調達に係る業務を遂行する技術者1名が、マイクロソフト認定資格のうち、Microsoft Windows Server 2003 又は2008関連のマイクロソフト認定プロフェッショナルの資格を有していること。

キ 本件入札に係る他の共同企業体の構成員でないこと。

ク 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

## (2) 共同企業体に関する資格及び条件

ア 各構成員が(1)のア、イ、エ及びクの要件を全て満たしていること。

イ 共同企業体において(1)のウ、オ及びカの要件を満たすこと。ただし、各構成員は、競争入札参加資格を有すること。

ウ 共同企業体が、2以上の者により自主的に結成されたものであること。

エ 構成員の出資割合が異なる場合は、出資割合の最も大きい者が代表者となること。ただし、出資割合が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

- オ 各構成員が、本件入札に参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。
- カ 共同企業体結成に係る協定を締結していること。

### 3 契約担当部局

鳥取県教育委員会事務局教育環境課

### 4 入札手続等

#### (1) 入札に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室契約担当

電話 0857-26-7431又は7432

電子メール b\_denshichoutatsu@pref.tottori.jp

#### (2) 仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271

鳥取県教育委員会事務局教育環境課

電話 0857-26-7913

#### (3) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当

電話 0857-26-7433

#### (4) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、平成24年8月31日（金）から同年9月21日（金）までの日にインターネットのホームページ（物品調達ウェブサイト（<http://www.pref.tottori.lg.jp/denshichotatsu/>））から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

##### ア 交付期間及び交付時間

平成24年8月31日（金）から同年9月20日（木）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで及び同月21日（金）の午前9時から正午まで

##### イ 交付場所

(1)に同じ。

#### (5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に送付すること。

#### (6) 入札及び開札の日時及び場所

##### ア 入札日時

次に掲げる日時とする。ただし、郵便等による入札書の受領期間は、平成24年10月10日（水）から同月16日（火）午後5時まで（日曜日及び土曜日を除く。）とする。

(ア) 平成24年10月10日（水）午前11時から午後6時まで

(イ) 平成24年10月11日（木）から同月16日（火）までの午前8時30分から午後6時まで（日曜日及び土曜日を除く。）

(ウ) 平成24年10月17日（水）の午前8時30分から正午まで

##### イ 開札日時

平成24年10月17日（水）午後1時

##### ウ 場所

(1)に同じ。

## 5 入札参加者に要求される事項

- (1) 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。
- (2) 紙入札による場合は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (3) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を 4 の(1)の場所に平成24年9月21日(金)正午までに、次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
  - ア 電子入札を希望する者にあつては、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等により全ての書類を電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、郵便等又は持参の方法により 4 の(1)の場所に、期限内に提出することができる。
  - イ 紙入札を希望する者にあつては、郵便等又は持参の方法により 4 の(1)の場所に提出すること。
- (4) 入札参加者は、(3)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 6 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

## (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 その他

## (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

## (2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

## (3) 契約書作成の要否

要

## (4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であつて、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。ただし、その者の入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低価格をもって入札をした者を落札者とするため、入札者は入札後の事情聴取及び調査に協力すること。

## (5) 手続における交渉の有無

無

## (6) 電子証明書

本件入札における電子入札に参加するためには、5の(3)の書類を提出するときに電子証明書が必要とな

ること。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Lease and maintenance server computer system  
1 set
- (2) Time—limit for submission of documents for qualification confirmation:12:00noon. 21, September,  
2012
- (3) Time—limit for submission of tenders : 12:00noon. 17, October, 2012
- (4) Time—limit for submission of tenders by registered mail : 5 :00PM. 16, October, 2012
- (5) Contact point for the notice : Office of Education Environment Division , The Tottori Prefectural  
Board of Education 271 Higashi—machi Tottori—shi 680—8570 Japan  
TEL : 0857—26—7913

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年8月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県警察ヘリコプター（機体）24月点検等整備委託 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行期限

平成24年11月30日（金）

(4) 入札書の記載方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成21年鳥取県告示第717号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が機械等（建物等以外）保守点検の機械（建物等以外）保守点検に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成24年9月18日（火）午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

(3) 平成24年8月31日（金）から同年9月26日（水）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を

受けていない者であること。

(4) この公告に示した業務（以下「委託業務」という。）を確実に履行できる者であること。

### 3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

### 4 入札手続等

(1) 入札に関する書類の提出先及び問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課物品調達係

電話 0857-23-0110（代）

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成24年8月31日（金）から同年9月10日（月）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に(1)の担当部局へ電話により請求すること。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成24年9月26日（水）午後2時（ただし、郵送による入札書の受領期限は、同月25日（火）午後5時までとする。）

鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部入札室（鳥取県警察本部庁舎2階）

### 5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合すること及び入札説明書に示す委託業務が履行可能であることを確認する書類を、4の(1)の場所に平成24年9月18日（火）午後5時までに提出し、2の入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

### 6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として、入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、会計規則第123条第3項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

## (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 その他

## (1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

## (2) 契約書作成の要否

要

## (3) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を確実に履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

## (4) 手続における交渉の有無

無

## (5) その他

詳細は、入札説明書による。